

2025 年度 大学院 法学研究科 博士前期課程 入学試験

(一般入学選考 9 月)

1 時限目 A 専門科目

知的財産法 試験問題・解答用紙

受験番号	氏名

以下の問題を全て回答しなさい。

1. 特許法34条1項及び2項は実用新案法11条2項及び意匠法15条2項により準用される。実用新案法及び意匠法において準用された条文がどのように読み替えられるかを正確に記載しなさい。
2. 特許権侵害による侵害者の損害賠償責任の根拠規定を挙げ、なぜそれが根拠規定になるのか理由を明らかにした上で、特許権侵害において損害賠償責任が成立する要件について説明しなさい。

解答例

近畿大学大学院法学研究科 (博士前期) 課程

2025年度入試 (9) 月期 <2024年度実施>

(一般) 入学選考

(A 専門科目)

科目名 (知的財産法)

1. 準用した形で条文を正確に記載
2. 以下の点について詳細かつ正確に解答されていること
 - ・ 一般法と特別法の関係の説明
 - ・ 民法709条が侵害者の損害賠償責任の根拠規定であること
 - ・ 民法709条に基づく損害賠償責任成立の要件
 - ・ 故意・過失について過失推定(特許103条)
 - ・ 特許権侵害については具体的態様の明示義務(特許104条の2)など
 - ・ 損害の発生については損害額推定(特許102条)、相当損害額認定(特許105条の3。民訴248条との関係)など

出題意図

近畿大学大学院法学研究科 (博士前期) 課程

2025年度入試 (9) 月期 <2024年度実施>

(一般) 入学選考

(A 専門科目)

科目名 (知的財産法)

1. 準用という法学入門レベルの基礎的知識があり、実際に条文の準用ができるかを問う。
2. 一般法と特別法の関係という法学入門の基礎的知識がある上で、特許法をはじめとする知的財産法が特別法であり、損害賠償責任に関する一般規定が民法709条であることを明示できるか、一方で同条に対する特許法が定める特別規定の知識と理解があるかを問う。